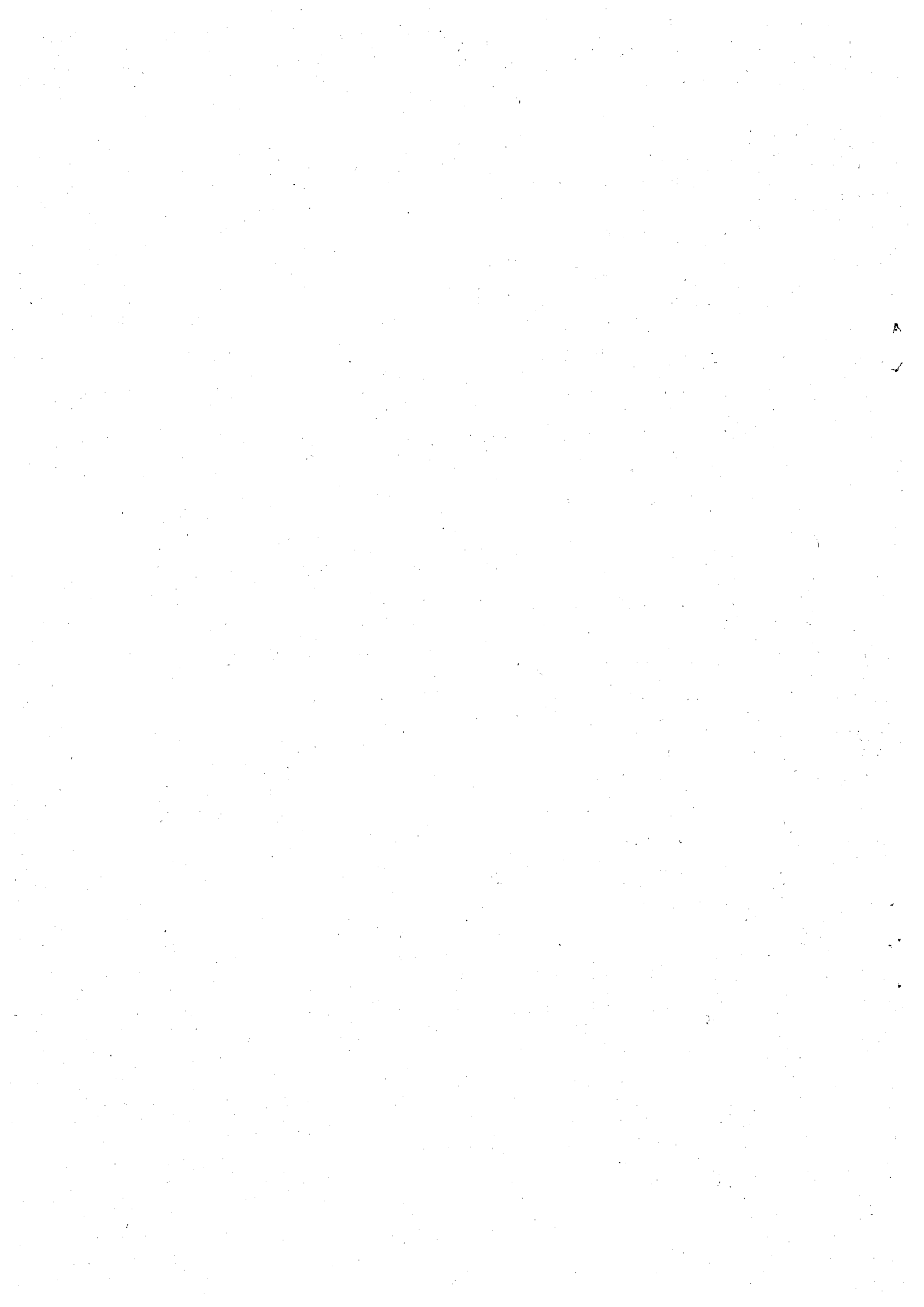


決算審査特別委員会

鳥取県債権回収計画等に関する 条例による報告について

平成25年9月19日



鳥取県債権回収計画等に関する条例による報告について

1 債権回収計画

(1) 報告様式

別紙様式「債権の回収に関する計画書」により報告する。

(2) 報告内容

- ・年度当初の税外未収金を「計画的回収債権」と「その他債権」とに分類する。
- ・「計画的回収債権」とは、税外未収金のうち、計画的に債権回収に取り組む債権をいい、この「計画的回収債権」について一年間の回収目標を立て、取組内容などと併せ報告するものである。
- ・「その他債権」とは、回収に取り組むものの、現実には、次のような事情があることから、計画的な回収が難しいものをいう。
 - ① 法人が事業休止し（事実上の倒産）、再開の見込みがないもの
 - ② 債務者が所在不明のもの
 - ③ 債務者が破産・免責されたもの
 - ④ 債務者が資力がないもの
 - ⑤ 債務者が死亡し、相続人が不存在のもの
 - ⑥ その他特別な事情があるもの
- ・なお、報告は、原則として債権の種類ごとに本庁所管課がとりまとめて行う。（例 県営住宅の家賃未収金の回収は各生活環境局が所管しているが、住宅政策課が一括して報告・説明。）

2 達成状況

(1) 報告様式

別紙様式「債権の回収に関する計画達成状況」により報告する。

(2) 報告内容

- ・上記1の計画に記載した税外未収金の回収実績及び当該年度に新たに生じた未収金について報告する。
- ・併せて1件100万円以上の不納欠損案件を報告する。

3 7千万円以上の債権の個別の回収状況

(1) 報告様式

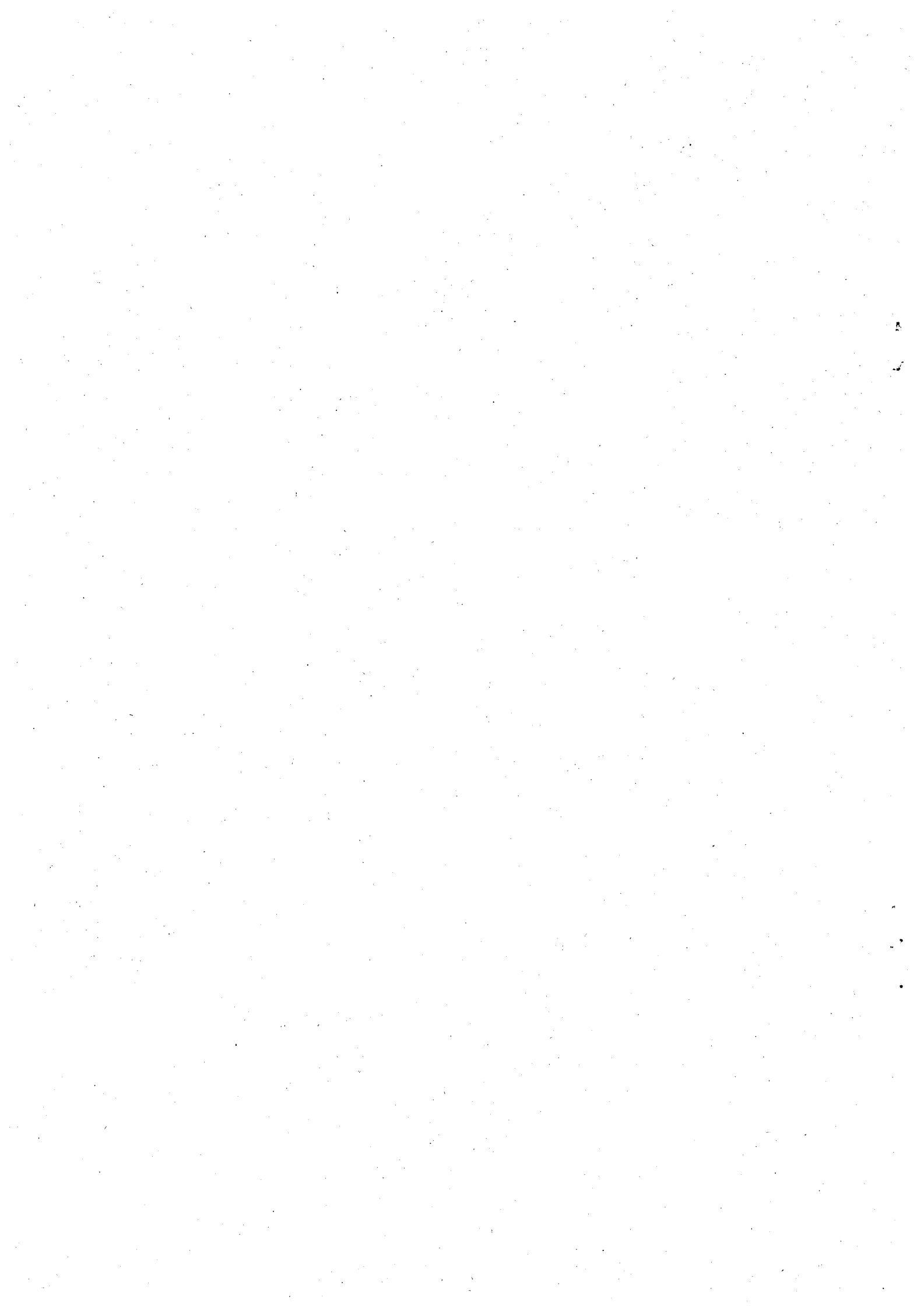
別紙様式「1件7千万円以上の個別債権の回収状況について」を基本として報告する。

(2) 報告内容

- ・債権回収の過去の取組状況及び今後の取組方針等について報告する。

報告時期等

報告時期	報告内容
平成25年9月議会	・平成25年度の回収計画 ・7千万円以上の個別債権の回収状況
平成26年9月議会	・平成25年度の回収実績及び平成25年度新規発生額 ・平成26年度の回収計画 ・7千万円以上の個別債権の回収状況



債権の回収に関する計画書

債権名	強制徴収公債権 ・ 非強制徴収公債権 ・ 私債権(貸付金) ・ 私債権(貸付金以外)		
債権の性格			
債権の概要			
所管課	部局名	課名	

	24年度実績		25年度目標		24年度実績	
	未収額(件数)	A	回収額(件数)	B	回収率	C (B/A)
	件数	金額	件数	金額	D	D
全体						
計画的回収債権						
その他債権						

重点目標・取組内容

--

債権の回収に関する計画達成状況

債権名	強制徴収公債権・非強制徴収公債権・私債権(貸付金)・私債権(貸付金以外)	
債権の性格		
債権の概要		
所管課	部局名	課名

	年度			
	24年度末	25年度回収目標	25年度回収実績	
	未収額(件数) A	回収額(件数) B	回収額(件数) D	未収額(件数) G(A-D-F)
全体			回収率 E(D/A)	不納欠損額(件数) F
件数				
金額				
計画的回収債権				
件数				
金額				
その他債権				
件数				
金額				

	年度				合計
	25年度実績	25年度目標	25年度実績	25年度末	
	発生額(件数) H	回収額(件数) I	不納欠損額(件数) J	未収額(件数) K(H-I-J)	増減額(件数) M(L-A)
未収額(件数)				L(G+K)	
件数					
金額					

1件百万円以上の不納欠損案件

額	概要	概要

備考

1件7千万円以上の個別債権の回収状況について

鳥取県債権回収計画等に関する条例第2条第2項第3号の規定に基づき、個別の債権の回収状況について、以下のとおり報告します。

債 務 者	発生年度	債権額 (円)	回収累計額 (円)	うち延滞開始 後回収額(円)	H24末現在 未収額(円)	摘 要
債務者の状況、これまでの回収の取組、今後の取組方針など						

鳥取県債権回収計画等に関する条例

(平成 25 年 3 月 29 日鳥取県条例第 36 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、金銭の給付を目的とする県の権利（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 1 項第 14 号に規定する地方団体の徴収金に係る債権を除く。以下「県の債権」という。）の回収（履行期限を経過した県の債権を保全し、又は取り立てることをいう。以下、同じ。）を計画的に行うことにより、県の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。

(債権回収計画の策定等)

第 2 条 県は、毎年度、県の債権の回収に関する目標を定めた計画（以下「債権回収計画」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、少なくとも年 1 回、次に掲げる事項を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(1) 当該年度の債権回収計画

(2) 前年度の債権回収計画の達成状況

(3) 個別の県の債権（その額が 7,000 万円以上のものに限る。）の回収状況

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。